Ι

- (1) 内閣提出法案については、内閣法 5 条に規定があるが、憲法上、明確な根拠がなく、その合憲性を検討する必要がある。とりわけ憲法 41 条における国会単独立法の原則との関係で問題となる。憲法 72 条の「議案」に法律案も含まれると解されること、議院内閣制の下において国会と内閣の協働が求められること、内閣提出法案も認めても、国会はそれを自由に修正・否決できることなどを理由として、合憲とするのが通説である。
- (2) 行政法総論上の基本事項である「行政行為(行政処分)の当然無効の基準」についての理解度を問う問題である。行政行為の当然無効の概念の意義(実益)を踏まえ、判例・学説には重大明白性、重大説(明白性補充要件説)等の諸説があること、それぞれの説の内容や各説の使い分け等について論じることが求められる。

II

地方自治体における外国人の公務就任権について問う問題である。外国人の人権について説明し、公立小学校の校長・教頭といった管理職についても、外国人の公務就任権が認められるかについて論じる必要がある。同時に憲法 22 条 1 項の職業選択の自由、憲法 14 条 1 項の平等も問題になる。その上で、公立小学校の校長・教頭の職務の性質を踏まえながら、多角的に論じることが求められる。事案は異なるが、先例としては、東京都外国人管理職選考受験拒否事件(最大判 2005 年〔平成 17 年〕 1 月 26 日)が参考になる。

III

行政法総論上の基本事項である「行政行為(行政処分)における行政裁量」についての理解度を問う問題である。まず、地方公務員法 29 条 1 項に基づく公務員の懲戒処分に裁量(裁判所との関係での裁量)が容認されるか否か、容認されるとすればどの局面(要件の認定、処分の選択等)にどの程度容認されるかについて、懲戒処分の目的を踏まえ、法令の規定の仕方、行政の政策的・専門技術的判断の程度、法的救済の必要性の度合い等の観点から検討することが求められる。次いで、A市長Bが立て、記者会見で発表した方針が講学上の裁量基準に該当し、BがCに対して行った懲戒免職処分は裁量基準にもっぱら従ったものであることを前提として、上記懲戒免職処分について、裁量基準の硬直的適用(裁量権の不行使)、考慮不尽・他事考慮、比例原則違反等の観点から、裁量権の範囲の逸脱・濫用が認められないかを検討することが求められる。